

SATSUMASENDAI Master Plan 1

第1次薩摩川内市総合計画

第1編 序論

- 第1章 計画策定の趣旨と計画の構成
- 第2章 計画策定の背景と課題への対応
- 第3章 総合計画における重点的取組



第1章

計画策定の趣旨と計画の構成

- 第1節◎計画策定の趣旨
- 第2節◎計画の役割
- 第3節◎計画の区域と範囲
- 第4節◎計画の構成と期間

藤川天神臥竜梅祭り（本兵六踊り）【東郷】

- 第1節 計画策定の趣旨 4
- 第2節 計画の役割 4
- 第3節 計画の区域と範囲 4
- 第4節 計画の構成と期間 5
 - 1 基本構想
 - 2 基本計画
 - 3 実施計画

第1節 計画策定の趣旨

21世紀を迎え、少子・高齢化社会が本格的に到来し、高度情報化や国際化の一層の進展、住民の価値観や生活様式の変化などにより、住民ニーズの多様化・高度化がますます進むものと予想されます。このような社会経済情勢の急速な変化を背景に、新しい地方の在り方が問われており、自己決定・自己責任を基本とする地方分権を踏まえた行政施策の展開が必要となっています。

地方が大きな転換期を迎え、緊急を要する大きな行政課題として全国で市町村合併が進められた結果、川薩地区法定合併協議会での協議を経て、平成16年10月12日、川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町・里村・上甕村・下甕村・鹿島村の1市4町4村が合併し、薩摩川内市が誕生しました。

合併協議会では、関係市町村の総合計画等の基本構想及び過疎・辺地等の個別計画を踏まえながら新市を建設していくための基本方針を定め、その実現を図ることにより、新市の速やかな一体化を目指し、地域の発展と市民福祉の向上を目的として、市町村の合併の特例に関する法律に基づき薩摩川内市まちづくり計画を策定しました。

第1次薩摩川内市総合計画は、薩摩川内市まちづくり計画を可能な限り尊重するとともに、将来の発展に向けて、今後10年間の本市まちづくりの指針として策定されたものですが、社会経済情勢の急激な変化に弾力的に対応するため、基本構想の一部を変更するとともに、下期基本計画を新たに策定します。

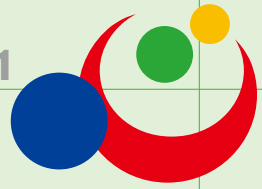
第2節 計画の役割

この総合計画は、本市の将来の発展に向けて、市民と行政が一体となって、地域特性を活かしながら、新しい時代にふさわしい活力と魅力あるまちづくりに取り組むための、市政の総合的な経営指針となるものです。

第3節 計画の区域と範囲

総合計画の対象区域は、原則として現行行政区域としますが、南九州の拠点都市としての役割を認識しながら、機能分担と相互連携など広域的な視点にも配慮したものとします。

また、総合計画は、市が直接実施主体となる施策・事業を基本としますが、必要に応じ



て、他の事業主体の施策・事業を包括するものとします。なお、国、県その他公共的団体や民間等に期待する分野等についても明示します。

第4節 計画の構成と期間

この計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成し、それぞれ次のような役割と計画期間を持つものとします。

1 基本構想

基本構想では、本市のまちづくりの全領域にわたる中長期的な目標、いわゆる本市の都市としてのあるべき姿、目指すべき方向を示します。計画期間は、10年間（平成17年度から平成26年度まで）とします。

2 基本計画

基本計画では、本市の解決すべき課題を把握した上で、基本構想の目標達成に向けたまちづくり施策の方向を総合的・体系的に示します。

その範囲は、本市がなすべき施策を中心に、市民、民間、他の公共団体等と協力しながら行う範囲も含み、市政経営の指針となるものを目指します。

計画の目標年次は、平成26年度とし、上期と下期の各5年に分けてまちづくりの指針を示します。

3 実施計画

基本計画に基づいて具体的な施策を展開していく上では、その時々々の諸事情の変化等に応じて、市民ニーズの高いもの、より大きな政策効果を得られるもの等から、計画的に個々の事業を実施していくことが求められます。実施計画は、そうした実際の状況等に即した個々の事業の展開計画と位置付け、計画期間を3年間としますが、毎年、計画内容の見直しを行います。

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
基本構想 (10年間)	基本構想の期間（平成17年度から平成26年度まで）									
基本計画 (5年間)	上期5年					下期5年				
実施計画 (3年間)						毎年計画内容を見直し				